



「新うどん県泊まってかがわ割」の期間延長について

「新うどん県泊まってかがわ割」については、国の補助制度の見直しを受け、令和4年4月28日(木)宿泊分までの利用期間を令和4年5月31日(火)宿泊分(6月1日(水)チェックアウト分)まで延長します。

ただし、4月29日(金)宿泊分から5月8日(日)宿泊分は対象外とします。

1 助成対象者

香川県、徳島県、愛媛県、高知県、山口県の在住者

(※上記以外のブロック県等(岡山県、広島県、鳥取県、島根県、兵庫県)については、調整が整い次第、お知らせします。)

2 利用期間

①香川県の在住者

変更前：令和4年3月28日(月)～令和4年4月28日(木) (4月29日(金)チェックアウト分まで)

変更後：令和4年3月28日(月)～令和4年5月31日(火) (6月1日(水)チェックアウト分まで)

②徳島県、愛媛県、高知県、山口県の在住者

変更前：令和4年4月8日(金)～令和4年4月28日(木) (4月29日(金)チェックアウト分まで)

変更後：令和4年4月8日(金)～令和4年5月31日(火) (6月1日(水)チェックアウト分まで)

※国の方針に基づき、①、②とも、4月29日(金)～5月8日(日)は対象外とします。

※5月9日(月)以降の予約受付は4月21日(木)からとします。

3 利用条件

①4月28日(木)宿泊分までの利用条件

○香川県の在住者

ワクチン接種証明書(2回目)又は、検査証明書における陰性証明の提示

○徳島県、愛媛県、高知県、山口県の在住者

ワクチン接種証明書(3回目)又は、検査証明書における陰性証明の提示

②5月9日(月)以降の利用条件

・香川県在住者及び徳島県、愛媛県、高知県、山口県の在住者

ワクチン接種証明書(3回目)又は、検査証明書における陰性証明の提示

※検査証明書の有効期限は、PCR検査・抗原定量検査は3日、抗原定性検査は1日です。

4 他県の宿泊割引について

徳島県、愛媛県、高知県、山口県で実施する宿泊割引についても、上記の期間、香川県在住者にも相互に助成が適用されます。

5 留意事項

- ・新型コロナウイルスの感染状況により、事業の一時停止等措置を実施する場合があります。予約申込みやご旅行前には、公式HPで最新の情報をご確認ください。
- ・旅行中においても、「三つの密」の回避、「マスク着用」、「手洗い等の手指衛生」など、基本的な感染防止対策の徹底にご協力ください。

【裏面に続く】

6 問い合わせ窓口

【新うどん県泊まってかがわ割事務局】

電話番号：087-823-5011

住 所：〒760-0017 高松市番町1丁目6-6（甲南アセット番町ビル3F）

営業時間 10：00～17：00（土日祝は休業）

公式HP：<https://www.new-kagawa-wari.com>

